

平成29年度第1回遠野市総合計画審議会

日 時：平成29年5月9日（火）

13：30～15：00

場 所：あえりあ遠野 交流ホール

一 次 第 一

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員及び職員紹介

4 会長・副会長の互選

5 会長あいさつ

6 報 告

- (1) 平成29年度一般会計予算について …資料 No. 1
- (2) 市役所本庁舎整備事業等について …資料 No. 2
- (3) 高校魅力化アクションプランについて …資料 No. 3、3-1
- (4) 遠野スタイルの小さな拠点づくりについて …資料 No. 4
- (5) 遠野みらい創りカレッジ等について …資料 No. 5
- (6) 市公共施設等総合管理計画について …資料 No. 6
- (7) 伊能嘉矩生誕150年記念事業等について

7 そ の 他

- ・次回開催（予定）

日時 平成29年8月8日（火）13：30～

場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室

8 閉 会

遠野市総合計画審議会委員名簿

〔任期：平成29年5月1日～平成32年4月30日〕

No.	団 体 名	委 員 名	備 考
1	遠野市消防団	松 田 克 之	
2	NPO法人遠野エコネット	千 葉 和	
3	一般社団法人遠野市医師会	千 葉 純 子	
4	遠野市食生活改善推進員団体連絡協議会	菊 地 セツ子	
5	遠野市体育協会	河 野 好 宣	
6	社会福祉法人遠野市社会福祉協議会	臼 井 悦 男	
7	遠野市民生児童委員協議会	菊 池 一 晃	
8	遠野市わらすっこ支援委員会	松 田 希 実	
9	花巻農業協同組合	菊 池 一 勇	
10	遠野地方森林組合	濱 田 平八郎	
11	一般社団法人遠野市観光協会	三 浦 芳 昌	
12	遠野商工会	佐々木 弘 志	
13	一般社団法人遠野青年会議所	及 川 貴 也	
14	遠野市校長会	坂 下 明 洋	
15	遠野市PTA連合会	菊 池 光	
16	遠野市郷土芸能協議会	佐々木 國 允	
17	一般財団法人遠野市教育文化振興財団	菅 沼 隆 子	
18	遠野市区長連絡協議会	内 舘 充 幸	
19	遠野市地域婦人団体協議会	海 老 糸 子	
20	県南広域振興局	鈴 木 一 史	
21	地域づくり団体	佐々木 栄 洋	
22	地域づくり団体	高 宏 美 鈴	
23	遠野市金融団	瀬 川 裕 志	
24	遠野ひまわり基金法律事務所	大 沼 宗 範	
25	遠野テレビ	佐々木 浩 章	

【市側出席者名簿】

No.	職 名	氏 名	備 考
1	市長	本 田 敏 秋	
2	副市長	飛 内 雅 之	
3	教育長	中 浜 艶 子	
4	総務部長	鈴 木 惣 喜	
5	経営企画部長	鈴 木 英 呂	
6	経営企画部地域経営改革担当部長	竹 内 正 己	
7	健康福祉部長	菊 池 永 菜	
8	産業振興部長	大 里 政 純	
9	農林畜産部長	古 川 憲	
10	環境整備部長	佐 藤 浩 一	
11	環境整備部まちづくり再生担当部長兼本庁舎建設室長	千 田 孝 喜	
12	遠野文化研究センター部長	小 向 孝 子	
13	消防本部消防長	小 時 田 光 行	
14	市民センター所長	石 田 久 男	
15	子育て総合支援センター所長	多 田 博 子	
16	教育部長	澤 村 一 行	
17	会計管理者	鈴 木 純 子	
18	総務部総務課長	菊 池 享	
19	経営企画部財政担当課長	海 老 寿 子	

○遠野市総合計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第23号

改正 平成20年12月19日条例第37号

平成23年12月20日条例第24号

(設置)

第1条 市の総合的な計画の策定と推進に関する必要な事項を調査し、審議し、及び評価するため、市長の諮問機関として、遠野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、市民、関係機関団体の役員又は職員及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経営企画部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第37号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第24号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。